

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号：32621

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2011

課題番号：20730027

研究課題名（和文） 国民内閣制論の研究：その根拠に遡った内在的・批判的検討

研究課題名（英文） Critical examination of Prof. Takahashi' s constitutional theory

研究代表者

小島 慎司（KOJIMA SHINJI）

上智大学 法学部 准教授

研究者番号：00468597

研究成果の概要（和文）：

高橋和之教授が唱えて学界の注目を浴びた国民内閣制論は、第三共和政期から第五共和政期のフランスの憲法学を参照して組み立てられている。これに対する批判はさまざまになされてきたが、内在的な批判、つまり、高橋教授が典拠として示した議論に即した批判は必ずしも多くなかった。そこで、本研究は、この欠を埋めるべく、フランス・ドイツの議論を歴史的に検討しようとするを目的としている。その研究の結果、フランス第三共和政期の議論の特徴として、同時代の社会学や哲学の進展を受けて、動態的な問題に関心を向けながら、伝統的な自然法論の枠組みが維持されたことが明らかにされた。国民内閣制論も、この特徴を受け継いでいるように思われ、それをいかに評価するかが問題であるというのが、研究終了時の結論である。

研究成果の概要（英文）：

Prof. Kazuyuki Takahashi proposed a cabinet-oriented constitutional theory about twenty years ago. This theory is based on his historical research of French constitutional theories. My research aims to analyze, from the internal and critical point of view, his recognitions of French public law theories. At the result of this research, French constitutional theories under the third Republic are proved to have had a highly static, or traditional, conception of the world. It is sure that they were much influenced by the development of sociologies and new philosophies (*philosophie nouvelle*) in the latter half of 19<sup>th</sup> century. However, they would not throw away their traditional vision of the natural law theory. So they did not live in the world of the incommensurableness of values. I conclude, from this point of view, that it is important to evaluate this premise which Prof. Takahashi seems to share, in order to analyze his cabinet-oriented constitutional theory.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：憲法学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：統治機構，信用，人格，進化，目的

## 1. 研究開始当初の背景

高橋和之教授は、1990年ころの日本で、内閣を統治の中心とし、その統制のかなりの部分を国会（議会）ではなく、国民（有権者団）に担わせる構想を示し、注目を集めた。その前提には、国会が内閣を十分に有効に統制できていない、言い換えれば国会の国民を代表、媒介する機能が十分ではないという認識がある。

彼の議論はフランスの憲法学説についての研究を基礎とするものであったが、これに対しては、国会をあくまで統制の中心と考える伝統的理解から批判が集まった。この伝統学説においては、国会が国民を代表、媒介することが重視されることになる。

この論争においては、高橋教授自身も含めて時に、内閣中心か国会中心かという形で対立軸が整理されることがある。しかし、この理解はおそらく適切ではない。伝統的な議院内閣制論でも、統治のイニシアティブを握るのは内閣であろうと思われる。高橋教授の議論の新しさは、1つにはこうしたイニシアティブという視点を出したことにあるが、そうであるとしてもそこにだけ議論の新しさがあるのではない。高橋教授の議論の新しさは、上に述べたように、統制作用を誰がどのように担うかについて伝統的理解からの修正を行った点にあると思われる。

多くの議院内閣制国において、下院が有効に内閣を統制しえていないというのは長らく共通の認識であった。端的に言えば、下院が内閣不信任決議を的確に出しえていないということである。これを病理ととらえるか、そうではなくて、通常の現象と考えるかがここでの問題である。伝統的な議院内閣制のモデルから見れば病理現象ということになるのに対して、高橋教授の場合には、通常の現象だということになる。その結果、統制を行うのは国民であり、日本でいえば選挙（とりわけ衆議院議員選挙）は単に議員を選ぶだけではなく、内閣を統制すること、いわば国民から内閣に対する不信任を突きつけるかどうかを決定することに意味があることになる。

こうした理解は研究開始時でもそうであったが、現在においても、巷間において（ジャーナリスティックな言論の場で）広まっている考え方であるように考えられる。しかし、その理論的な意味、とりわけ伝統的な憲法学の理解からそれがいかに離れているかは自覚されていないように思われる。高橋教授の議論は、それを的確に言い当てたところに意義があり、だからこそ統治機構論においては例外的にホットな争点となったのである。

## 2. 研究の目的

1に述べたように、高橋教授の国民内閣制論には、どちらかといえばその帰結に対する外在的な批判が多く見られた。多くの場合には、日本に当てはめてその帰結の不当さを指摘するものであった。たとえば、日本の場合には強力な参議院が存在するが、それをいかにして考慮するのか。国会の媒介、代表機能を無視して、選挙の結果を内閣にまで無理やり反映させることがよいのか、という具合である。

こうした議論はそれでももちろん有意義である。しかし、それとは逆に、高橋教授が基礎に置いたフランスの議論に即してさらにその基礎を問い直す作業は不足しているように感じられた。高橋教授の場合、フランスの第五共和制が、第三共和政以来の議論を踏まえて強力な執行権を中心とし、他方において、それに対する選挙による統制を配置することで有効に機能しているという印象が議論を支えているように思われる。そうであれば、外から帰結を批判するだけではなく、フランスの議論に即してその理解の前提を問うていく作業こそが有効な批判的検討の道であろうと思われた。こうした欠を埋めることが研究開始当初の目的であった。

## 3. 研究の方法

2で述べたように、本研究は内在的な批判を心がけるものである。国民内閣制論が根拠としている文献、さらには、それを読みそれに読まれた文献を比較することを方法としてきた。逆にいえば、現実的帰結において国民内閣制論と似ている、あるいは、対立する議論であっても、その根拠となる比較法的知見に関連性が見られないものを、無媒介に比較する方法を採用していない。

また、テキストを手早く数多く読むのではなく、ゆっくりでよいので丁寧に読む方法も心がけている。とりわけ帰結だけではなく関係に注目する本研究にとっては、丁寧に読むことが欠かせないからである。

## 4. 研究成果

(1) 当初においては、高橋教授が根拠としていた Duverger と Capitant を検討の出発点とした。しかし、特に Duverger の議論はそれ以前の議論との関係があまり明確ではなく、そのため、高橋教授の議論を内在的に批判しようにも手がかりが明確ではないことが認識された。また、Capitant についてもドイツの議論を参照しており、現在のフランスではそれが注目されることはあるものの、基

本的にはそれ以前の第三共和政期のフランスの古典的な議論との関係を意識することが有用であろうと思われた。

(2) そこで、第三共和政期の古典的な統治機構論をコンテキストに即して読み解く作業を始めた。当時のコンテキストは議会議政の改革であり、とりわけ第一次世界大戦を経て、Poincaré という国民の支持を集めた強力な大統領が登場するに及んで、大統領公選制という国民内閣制論とも連なる提唱が注目されていた。

しかし、国民内閣制論と異なり、この時代の公選論は、国民と大統領の一本の関係にすべてを集約していく考え方というよりも、網の目のように張り巡らされた同時代の信用のネットワーク構造を前提として、その中の一本として執行権と国民との関係を考えるものと思われたので、そのことを論文①、②にまとめた。

これらの論文は統治機構論と法人格論との交錯を示すものでもあった。つまり、法人格は多様に変化する個体において変わらない定点を意味するものであるところ、そうした定点を何によって基礎づけるかが問われていた。それは、国家において単一の公益が存在するかという論点と相似的なものであるというわけである。

(3) その後、さらに検討を進めるなかで、統治作用が目的を設定する作用であることに注意を向ける必要を感じた。目的論が伝統的な政治学の一分野であることからすれば、当然のことではあるが、法学上のいかなる議論とリンクしているかは必ずしも明確ではない。論文③は、利益衡量論、コモンロー、権利濫用論、権限濫用論など馴染み深い議論との関係を明示したものである。

(4) この論文③の検討の過程で2006年頃からとくにフランスで第三共和政期の法学の検討が急速に進んでいることを知った。このスピードは本当にはやく、焦燥感を感じた。そこで、平成23年度には勤務校に申請してフランスのストラスブールにて在外研究を行った。

(3) の論点は、理論的には、運動、変化するものに定まった目的を観念することが可能なのかという論点を前提としている。そのことはそれ以前にも漠然とは意識していたが、特に強く意識したのはベルクソンとの関係を調査し始めてからである。

さらに、フランスでは、(3) に記載した内容と関連する変化、運動などの論点について、数多くの示唆を受けることができた。とりわけ高橋教授にも影響を与えている第三共和政期に、ベルクソンの思想が法学に大きな影響を与え、そして、ルソーの思想についての理解がそれに関連していることを知ったのは大きな収穫であった。国民内閣制論におい

て参照されているフランスの議論は、こうした問題点についての理解を前提にする必要があるように思われた。すなわち、Hauriou や Duguit といった第三共和政期フランスの理論家にとっては究極的には静態が意識されていたように思われ(逆に言えば、ルソーやベルクソンなどの思想に完全に賛成したわけではない)、それは、高橋教授が前提にしている Capitant においても、同じではないかと思われた。すなわち、動態や価値の通約不可能性などを正面から肯定せずに済んだことがフランスの公法学の特徴としてあげられるように思われたのである。

ドイツの公法学者 Smend はフランスの Hauriou らの自然法論に対して、フランスではドイツと異なり静態的な秩序を前提としているというコメントを残しており、上記のルソーの理解が実はその意味でフランス的なものではないことも指摘している。晩年の Hauriou もこれに賛同している。こうした事実も漠然とは知っていたが、以上の見通しを支えるものであることはフランスでの研究を通じて理解するに至った点である。

(5) たどり着いてみればこうした論点はとりわけフランスでは言い古されたものであると思わざるをえない。ただ、第三共和政の憲法学説のルソー、ベルクソン理解についてこのことを指摘した文献は存在しないように思われたので、まず以上の内容をフランス語の論文に表現し、現在推敲の最終段階にあるほか、日本語でも論文を執筆し、ドラフトの完成度を高めようとしているのが現段階である。最終年度に研究成果をまとめる業績となるものが存在しないのは、まことに遺憾であるが、以上の原稿の公刊を以て本研究のさしあたりの到達点としたいと考えている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

① 小島慎司「公法における『目的』」上智法学論集、査読なし、54巻2号、2010年、53-86頁

② 小島慎司「取引と法人格」ジュリスト、査読なし、1378号、2009年、55-61頁

③ 小島慎司「国民主権」法学セミナー、査読なし、659号、2009年、24-27頁

[その他]

上記には、本研究と直接にかかわる成果しか述べていない。しかし、間接的には各種の

成果が本研究と関係する。その他のこの期間の業績については、

[http://www.sophia.ac.jp/jpn/research/seika/kj\\_DB](http://www.sophia.ac.jp/jpn/research/seika/kj_DB)

を参照

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

小島 慎司 (KOJIMA SHINJI)

上智大学・法学部・准教授

研究者番号：00468597

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし